

|          |              |       |  |
|----------|--------------|-------|--|
| 受付<br>番号 | 種 目 番 号<br>— | 連 絡 先 | 委託担当<br>こども青少年局地域子育て支援課<br>ふりがなもとよし<br>担当者名 本吉<br>T E L 671-2455 |
|----------|--------------|-------|--|

## 設 計 書

(助産所、市外産科医療機関用)

- 1 委 託 名 令和8年度横浜市産後母子ケア事業 (ショートステイ・デイケア)  
業務委託 (助産所、市外産科医療機関)
- 2 履 行 場 所 受託者が指定する実施施設
- 3 履行期間  期間 契約締結日から令和9年3月31日まで  
又は期限  期限 令和 年 月 日まで
- 4 契約区分  確定契約  概算契約  単価契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現 場 説 明  不要  
 要 ( 月 日 時 分 場所 )
- 7 委 託 概 要  
以下の対象者について、母体の身体的な回復と心理的な安定を促進すると  
ともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、  
母子とその家族が健やかな育児ができるようになることを目的に  
育児知識や技術の提供をする「横浜市産後母子ケア事業」を行う。  
(対象者)  
市内に住民登録を有する者のうち、次に定める者。  
ショートステイ：出産後4か月未満の母子であって、心身の不調又は  
育児不安等がある者、その他支援が必要と認められる者。  
デイケア：出産後6か月未満の母子であって、本事業を必要とする者。

8 部 分 払

する ( 11 回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

| 業 務 内 容                                  | 履 行<br>予定月        | 数 量<br>(概算数量) | 単 位 | 単 価 | 金 額<br>(概算金額) |
|--|-------------------|---------------|-----|-----|---------------|
| 母子ショートステイ<br>(生活保護世帯・<br>市民税非課税世帯)       | 令和8年5月～<br>令和9年3月 | 実績による         | 回   |     |               |
| 母子ショートステイ<br>(市民税課税世帯)                   | 令和8年5月～<br>令和9年3月 | 実績による         | 回   |     |               |
| 母子ショートステイ<br>(多胎児加算・<br>2人目から1人につき)      | 令和8年5月～<br>令和9年3月 | 実績による         | 回   |     |               |
| 母子ショートステイ<br>(夜間職員配置加算・<br>ショートステイ実施につき) | 令和8年5月～<br>令和9年3月 | 実績による         | 件   |     |               |
| 母子デイケア<br>(生活保護世帯・<br>市民税非課税世帯)          | 令和8年5月～<br>令和9年3月 | 実績による         | 回   |     |               |
| 母子デイケア<br>(市民税課税世帯)                      | 令和8年5月～<br>令和9年3月 | 実績による         | 回   |     |               |
| 母子デイケア<br>(多胎児加算・<br>2人目から1人につき)         | 令和8年5月～<br>令和9年3月 | 実績による         | 回   |     |               |
| 事務費                                      | 令和8年5月～<br>令和9年3月 | 実績による         | 人   |     |               |
|  |                   |               |     |     |               |

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含む金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を ( ) で囲む

委 託 代 金 額

・ —

内 訳 業 務 価 格

・ —

消費税及び

地方消費税相当額

・ —



**令和8年度横浜市産後母子ケア事業（ショートステイ・デイケア）  
業務委託仕様書（助産所、市外産科医療機関）**

**1 件名**

令和8年度横浜市産後母子ケア事業（ショートステイ・デイケア）業務委託  
（助産所、市外産科医療機関）

**2 履行期間**

契約締結日から令和9年3月31日まで

**3 目的・対象者**

**（1）事業の目的**

育児で不安定になりやすい産後の期間に、心身の不調又は育児不安等がある母及び乳児を対象に、母子デイケアや母子ショートステイにより、母体の身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるようになることを目的に育児知識や技術の提供をする「横浜市産後母子ケア事業（以下「本事業」という。）」を行う。

**（2）対象者**

本事業の利用対象者は、市内に住民登録を有する者のうち、次に定める者とする。

**ア ショートステイ**

出産後4か月未満の母子であって、心身の不調又は育児不安等がある者、その他支援が必要と認められる者。

**イ デイケア**

出産後6か月未満の母子であって、本事業を必要とする者。

**4 一般的事項**

（1）本事業は、横浜市産後母子ケア事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づいて実施するものとし、こども家庭庁が定める「産前・産後サポート事業ガイドライン、産後ケア事業ガイドライン」等の関係法令を遵守するものとする。

（2）受託者は、本事業の基本理念に基づいて、区福祉保健センターこども家庭支援課及び児童福祉・母子保健関係機関等と連携・協力し、事業を実施するものとする。

**【事業の基本理念】**

**ア** 産褥期の母親の心身の状況及び家族背景等を的確に把握し、利用者の個別性を踏まえた心身の安定と育児不安を解消するための支援を行う。

**イ** 家庭に戻ってからもこどものいる生活を安心して送れるよう、育児スキルや生活のイ

メッセージを持てるよう支援を行う。

ウ こどもと家庭を支援する行政機関や周産期の医療機関等との連携を図り、母子への支援を行う。

(3) 受託者は、次に掲げる資料を本事業の実施機関に備え付け、常時記録を保管し、必要に応じて区福祉保健センター及び横浜市こども青少年局に報告するものとする。

ア 委託契約書及び仕様書

イ 会計関係書類

ウ 人事労務関係書類

エ 利用者関係書類

オ その他必要書類

## 5 実施機関

(1) 本事業の実施機関（以下「実施機関」という。）は、横浜市こども青少年局長が本事業を実施するに相当と認める助産所、市外産科医療機関とする。

(2) 実施機関の内、医療法に規定する助産所、市外産科医療機関の基準は、次のとおりとする。

ア 母子デイケア及び母子ショートステイサービスを提供する場所は、個室を確保すること。

イ 個室の床面積は、6.3㎡以上であること。

ウ 産科医療機関については、母子が新たに本事業の利用に係る入院をする場合の病床は、母の病床1床に加え、乳児1人につき1つのベッドを確保すること。

エ 入浴施設及び沐浴指導施設を確保すること。

オ 食事を提供できること。

(3) 本事業は、医療法上許可を受けた入所室で実施すること。

## 6 実施機関における人員配置

(1) 責任者の配置

本事業に係る責任者を配置すること。

(2) 母子デイケア

常時1人以上の助産師を配置すること。

(3) 母子ショートステイ

常時1人以上の助産師を配置すること。また、夜間（17時～翌9時）は常駐の助産師に加え、助産師、保健師、看護師のいずれかを配置し、計2名以上配置すること。

## 7 実施日及び実施時間

(1) 母子デイケア

ア 実施日は、祝日及び12月29日から1月3日までを除く月曜日から土曜日までとする。

イ 実施時間は、原則として9時から17時までの8時間とする。

## (2) 母子ショートステイ

ア 実施日は、12月29日から1月3日までを除く月曜日から日曜日までとする。

ただし、出産後継続して同一施設を利用する場合に限り、12月29日から1月3日の利用もできるものとする。

イ 実施時間は、0時から24時までを1日とし、原則として入所時刻を9時、退所時刻を17時とする。なお、利用者の希望を踏まえて入所及び退所の時刻は、受託者が決定できるものとする。

ウ 原則として、市役所の閉庁日からショートステイを利用開始しないこと。

なお、やむを得ず市役所の閉庁日からショートステイを利用開始する場合は、受託者と区役所との間で十分な調整を行い、体制を確保すること。

## 8 委託する業務の範囲

委託する業務の範囲は以下の業務内容とする。なお、以下の業務内容のうち、(1)、(5)、(6)については、本市指定の方法（申請・予約システムを導入した場合は、当該システム）により行うものとする。

(1) 「横浜市産後母子ケア事業利用承認通知書」に基づく、利用者との利用予約の調整及び利用日の変更等についての対応並びに利用者への事前連絡（来所時刻・利用希望等の確認）

(2) 利用者への母子ケアサービスの提供内容（母の心身の健康状態のチェック、乳房ケア、赤ちゃんの体重測定、沐浴指導、スキンケア、家庭での育児方法の相談など）の説明と同意

(3) 利用料の自己負担額の徴収と領収書の発行

(4) 母子デイケア又は母子ショートステイにおいて、次のサービスの提供

ア 産後の母体管理及び生活面の指導

イ 乳房手当、乳房トラブルケア

ウ 授乳方法

エ 沐浴方法

オ 発育・発達のチェック

カ 体重・排便チェック

キ スキンケア

ク 家庭に戻ってからの子育てや生活の仕方に関する相談及び指導

ケ その他の必要とする保健指導

(5) 実施報告

「横浜市産後母子ケア事業実施報告書」を作成し、ショートステイの場合は、利用最終日、デイケアの場合は、利用日から起算して7日以内に区福祉保健センターに提出すること。

(6) 費用請求事務

次の書類を作成し、別途横浜市が指定する期限までにこども青少年局地域子育て支援課に提出すること。

なお、事務費については、各利用者が最初に利用した日の属する月の翌月に、ショートス

テイ又はデイケアの費用と併せて請求すること。

ア 横浜市産後母子ケア委託料請求書

イ 横浜市産後母子ケア事業利用報告書

ウ 横浜市産後母子ケア事業実施報告書の写し

エ (ショートステイを実施した月) ショートステイ実施日の夜間の人員配置実績を確認できる資料

(7) 利用者からの問い合わせへの対応

(8) 利用者からの苦情への対応

(9) こども青少年局が実施する産後母子ケア事業の実施に関わる打合せ等への参加

## 9 利用可能日等の報告

受託者は、母子デイケア及び母子ショートステイの受入が不可能となった場合は、別途定める、対応方法に沿って対応を行うこと。

## 10 パンフレット等の作成

母子デイケア及び母子ショートステイについて、利用者に案内するためのパンフレット及びチラシ等を用意すること。なお、内容については、こども青少年局地域子育て支援課と協議し作成すること。

## 11 利用料及び利用者自己負担額について

### (1) 母子デイケア

1日の利用料は、24,000円とする。

ただし、多胎児については2人目の子から、子が1人増えるごとに12,000円を加算する。

利用者の自己負担額は、2,400円とする。なお、市民税非課税世帯及び生活保護世帯については、利用料を徴収しない。

### (2) 母子ショートステイ

1日の利用料は、30,600円とする。

ただし、多胎児については2人目の子から、子が1人増えるごとに15,300円を加算する。

1日とは、0時から24時までとする。

利用者の自己負担額は、3,000円とする。なお、市民税非課税世帯及び生活保護世帯については、利用料を徴収しない。

また、ショートステイを実施した月は、夜間の職員配置加算として月額256,700円を加算する。

## 12 委託料

横浜市は、利用料と利用者の自己負担額の差額及び利用者（母子）1組につき930円の事務費（※）を委託料として、受託者に支払う。

※同一の利用者につき1回限り請求可能。

## 13 キャンセル料

利用者からのキャンセルの連絡が、利用日の前々日の17時までになかった場合に限り、事業者は、利用者からキャンセル料を徴収することができる。キャンセル料は、デイケアは2,400円、ショートステイは3,000円とする。

ただし、他医療機関から退院後、直接利用する場合に限り、医師の判断により退院が延期になった際のキャンセル料は、横浜市の負担とする。

## 14 事業実施に関する事項

- (1) 「令和8年度横浜市産後母子ケア事業業務委託」受託要件確認票に定められた要件に合致すること。
- (2) 医療法（昭和23年法律205号）に定める助産所、市外の病院又は市外の診療所であること
- (3) 「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査」の直近の結果で重大な指摘を受けていないこと。
- (4) 原則、ショートステイについては、生後4か月未満（早産児については修正月齢4か月未満）、デイケアについては、生後6か月未満（早産児については修正月齢6か月未満）の子を持つ母子について受け入れを行うこと。ただし、実施機関の安全管理上、受け入れできる月齢を実施機関で市の指定よりも短い月齢とすることは差し支えない。受け入れできる月齢については、事前に委託者に届け出ること。
- (5) 従事者に対し、年1回以上定期健康診断を実施し、利用者及び業務従事者の健康管理に努めること。
- (6) 従事者に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。
- (7) 実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保に努めること。
- (8) 実施施設の食品衛生管理に十分配慮し、産後の母子に適した食事の提供に努めること。
- (9) 実施施設の環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- (10) 非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。
- (11) 事故等の緊急事態の備え、契約後、速やかに同事業に関わる損害保険等の保険に加入すること。
- (12) 受託者は、責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があったときは、誠意をもって迅速、適切に対応すること。

- (13) 業務従事者の氏名をこども青少年局地域子育て支援課に報告すること。また、変更があった場合には、速やかに変更の届出を行うこと。
- (14) 事故やトラブル等が起こった場合には、別途定める安全管理マニュアルに基づき、迅速に対応を行うとともに、直ちに報告を行うこと。また、重大事故発生防止のため、インシデント事例（利用者の身体に何かしらの影響を及ぼした事例）を収集し、事業所内で共有したうえで、要因分析と再発防止策の検討を行い、別途定める様式で報告を行うこと。
- (15) 事業の実施にあたり、施設設備、人員体制等に疑義が生じた場合には、双方協議の上、誠実に対応するとともに、安全管理上の観点から委託者の求めに応じ、受託者は受託先での事業実施状況について確認の機会を設けることとする。
- (16) 受託にあたっては、ショートステイ、デイケアのいずれか一方のみも可とする。
- (17) オプションサービスを提供する場合は、その費用全額の徴収と領収書の発行を行うこと。

## 15 情報の取扱いに関する事項

個人情報保護の措置について、実施機関は、別添の「個人情報取扱特記事項」に基づき、事業実施にあたり個人情報の保護に努めなければならない。

## 16 調査等

受託者は、受託業務について、横浜市から調査を求められた事項の報告に応じなければならない。

## 17 その他

この仕様書に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、受託者とこども青少年局が協議し対応するものとする。